

## 個人型 DC 加入者が 20 万人から 1000 万人になる為に必要な米年金制度を学ぶ事

2015年1月14日に閣議決定された平成27年度税制改正大綱の「個人型確定拠出年金(個人型DC)の加入対象者拡大」により、早くも2016年度(2016年4月～)より、約3000万人(公務員500万人、会社員等2000万人、専業主婦1000万人)が個人型DCの対象者となる見込みだ(1月26日付日本版ISAの道その88及び1月21日付日本証券業協会「平成27年度税制改正大綱について」を参照～URLは後述[参考ホームページ])。

この個人型DCは、日本で「個人型401k」と呼ばれる事がある様に、米401kに代表される米国の確定拠出年金(DC)を範として出来たものである。ただ、この米401kは1978年の内国歳入法401条k項成立(1981年に実施規則)で出来た企業型DCであり、米国で個人型DCと言えば米401kよりも早い1974年のERISA法成立で出来たIRA/Individual Retirement Account(個人退職勘定)が代表的である(\*その他、1978年のSEP IRA、1996年のSIMPLE IRA、1997年のロスIRA、昨年2014年のmyRAと言うものもある～後述)。

米国のIRAも、創設当初は企業年金加入者に適用されないなど制約はあって、大きく拡大しなかった。それが1981年に企業年金の有無にかかわらず基本的に誰でも利用可能となった事から大きく拡大し始め、1997年にロスIRAと言う所得控除不可であるものの給付時非課税(\*日本のNISAに似る)IRAが登場、従来のIRA(トラディショナル IRA)と併用も出来、拠出限度額の増加もあり、一層と拡大する。現在(2014年半ば)、少なくとも1種類のIRAを持つ米家計が4150万人、米家計の33.7%になっている(2015年1月20日付米国投資信託協会/ICI「American Views on Defined Contribution Plan Saving」、2013年11月18日付日本版ISAの道その35、2013年6月10日付日本版ISAの道その15参照～URLは後述[参考ホームページ])。



日本の個人型DC制度は2001年10月1日に法律が施行されて10年を超えるのにもかかわらず加入者は現在19.5万人(自営業者等:5.9万人、会社員等:13.6万人)にとどまるが、これは創設時の米国IRAと同様、加入者が限られている事が大きい。しかし、今回の税制改正により、加入者増加への大きな一歩が踏み出される。今後、日本でも、米国の様にIRAの拡充が続けば、日本の個人版DCの加入者数が1000万人を超える可能性は十分あるだろう(\*2015年の国連20歳以上人口推計値によると日本は米国の2.4分の1)。

ただ、米国の様に拡充し続けなければ、日本の個人型DCの加入者数はまた低迷する可能性がある。そこで、今回は、日本のDC制度との比較をしながら、米国(やオーストラリア)のDC制度及びDCが投資している投信を見ていく。まず次頁に日米を比較するイメージ図を作った。今回新しく加わる事となった日本の公務員の個人型DCは米国の457や403b、IRAが相当しそうである。日本の被扶養配偶者(専業主婦等)の個人型DCは米国のIRAが相当しそうだ。そして、日本で勤め先に企業年金のある民間サラリーマンの個人型DCは米国の401kやIRAが相当しそうである。尚、2016年度以降に導入が見込まれるジュニアNISAは米国では1996年からある529プラン(高等教育資金積立プラン～後述)が有名だが、所得制限のある同様の制度の教育IRA(Education IRA, Coverdell Education Savings Account/ESA))と言うものもある。

今後法改正を経て、2016年度以降の実施が見込まれる内容を含む。

2015年1月14日現在

日米の確定拠出年金(DC)等投資優遇策

| 加入者                     | 加入可能なDC等と拠出限度額                   | 加入可能なDC等           | 拠出限度額<br>2015年  |          |
|-------------------------|----------------------------------|--------------------|---|----------|
| 自営業者等<br>(国民年金第1号被保険者)  | 個人型DC 81.6万円※1                   | 401k、IRA           | 401k: 18,000 <sup>ドル</sup> ※4<br>(約213万円)<br><br>IRA: 5,500 <sup>ドル</sup><br>(50歳以上は6,500 <sup>ドル</sup> )<br>※5 |          |
| 民間サラリーマン 勤め先に<br>企業年金なし | 個人型DC 27.6万円                     | IRA                |   |          |
| 民間サラリーマン                | 企業型DC 33.0万円<br>(他の企業年金あり)<br>※2 | 個人型DC 14.4万円       |   | 401k、IRA |
|                         | 企業型DC 66.0万円<br>(他の企業年金なし)<br>※3 |                    |   |          |
| 公務員<br>(被用者年金一元化後)      | 個人型DC 14.4万円                     | 457、403b、IRA       |   |          |
| 被扶養配偶者                  | 個人型DC 27.6万円                     | IRA                |   |          |
| <参考><br>個人(20歳未満)       | ジュニアNISA 80.0万円                  | 529※6<br>(使用目的が教育) | 20~40万 <sup>ドル</sup> 程度<br>(州による)   |          |

(出所: 厚生労働省、平成 27 年度税制改正大綱、米国・内国歳入庁/IRS のホームページから国際投信投資顧問株式会社投信調査室が加工して作成したもの)

※1: 自営業者等(国民年金第1号被保険者)の個人型DCの拠出限度額は年81.6万円(月6.8万円)で国民年金基金との合算枠(2004年10月1日から同額)。



※2: 民間サラリーマンで「勤め先に企業型DC制度があり、他の企業年金もある場合」…企業型DCの拠出限度額は年33万円(月2.75万円)。規約に定めれば、企業型DCの「マッチング拠出(従業員拠出)」が可能(2012年1月1日から導入され、加入する従業員個人が企業の掛け金に上乗せして拠出できる)。マッチング拠出の実施は労使任意であり、拠出額は労使合計で年33万円まで、かつ従業員個人が出せるのは企業の拠出額と同額まで。また、マッチング拠出を行っておらず、規約に定めれば、企業型DCに加えて個人型DCへの加入が可能となる(個人型DCの拠出額は年14.4万円まで、企業型DCの拠出額は年18.6万円まで)。なお、「他の企業年金」とは、確定給付型の年金制度(厚生年金基金、確定給付企業年金、私学共済など)。

※3: 民間サラリーマンで「勤め先に企業型DC制度があり、他の企業年金がない場合」…企業型DCの拠出限度額は年66万円(月5.5万円)。規約に定めれば、企業型DCの「マッチング拠出(従業員拠出)」が可能(2012年1月1日から導入され、加入する従業員個人が企業の掛け金に上乗せして拠出できる)。マッチング拠出の実施は労使任意であり、拠出額は労使合計で年66万円まで、かつ従業員個人が出せるのは企業の拠出額と同額まで。また、マッチング拠出を行っておらず、規約に定めれば、企業型DCに加えて個人型DCへの加入が可能となる(個人型DCの拠出額は年24.0万円(月2.0万円)まで、企業型DCの拠出額は年18.6万円まで)。なお、「他の企業年金」とは、確定給付型の年金制度(厚生年金基金、確定給付企業年金、私学共済など)。

※4: 401k&457&403b…2001年まで年10,500ドルだったのが、2002年に年11,000ドル、2003年に年12,000ドル、2004年に年13,000ドル、2005年に年14,000ドル、2006年に年15,000ドル、2007年と2008年に年15,500ドル、2009年～2011年に年16,500ドル、2012年に年17,000ドル、2013年と2014年に年17,500ドル、2015年に年18,000ドル(50歳以上は2008年に+5,000ドル、2009年～2014年に+5,500ドル、2015年に+6,000ドルの加算)。将来はインフレ率により500ドル単位で調整。「マッチング拠出」可能。457(一般公務員、警察官、消防職員等)、403b(公立学校、教会、病院職員等)。



※5: IRA(Individual Retirement Account、個人退職勘定)…2004年に年3,000ドル、2005～2007年に年4,000ドル、2008年～2012年に年5,000ドル、2013年～2015年は5500ドル、インフレ率により500ドル単位で調整(50歳以上は+1,000ドル増)。職場に年金プランのある従業員も加入出来る。日本の「個人型確定拠出年金」に似た所がある。IRA(トラディショナル IRA)の他に、ロスIRA:5,500ドル(1997年創設。所得控除不可で給付時非課税。IRAと併用する場合は合算で上記の額まで。利用には所得制限あり。)や、myRA(ロスIRAと同様の税制優遇だが、低中所得者層向け。ロスIRAと併用する場合は合算で上記の額まで)、企業拠出のできるSEP IRA、SIMPLE IRA(下記参照)等がある。

myRA(my Retirement Account)…ロスIRAの特別版で、2014年にオバマ大統領が発表した、職場に年金制度のない中小企業の従業員や、パートタイム労働者など中低賃金労働者向けに小額からの資産形成を促す制度。年収129,000ドル以下(夫婦合算191,000ドル以下)で加入可能となり、ロスIRAと同様の非課税措置。拠出限度額は5,500ドル(50歳以上6,500ドル、ロスIRAとの併用では合算して左記の額)。政府保証付き米国債で運用され、残高15,000ドルに達した時点または30年以上経過でロスIRAへ。

SEP IRA(Simplified Employee Pension)…1978年創設。主に中小企業等向けだが規模などの要件はない。拠出は企業のみで、各年の拠出額および拠出有無は変更可能。限度額は2015年に年53,000ドル(年約628万円)または給料の25%どちらか小さい額。401kより企業側の導入手続きや運営コスト負担が軽い。基本、IRA(トラディショナル IRA)と同様の非課税措置。

SIMPLE IRA (Savings Incentive Match Plan for Employees) …1996年創設。他の企業年金なし、従業員100人以下の小規模企業が利用対象。企業のマッチング拠出(従業員の拠出額と同額、給与の3%まで)または従業員の給与の2%まで拠出。従業員の拠出限度額は、2014年に年12,000ドル、2015年に年12,500ドル(年約148万円、50歳以上は2014年に+2,500ドル、2015年に年+3,000ドルの加算。給与天引き)。基本、IRA(トラディショナル IRA)と同様の非課税措置。

※6: 529プラン(高等教育資金積立プラン)…州政府が設立し、内国歳入法529条に基づき連邦税制上の優遇措置が付与された高等教育資金積立プラン。529 College Savings Plans(教育費投資運用口座)、「Education IRA」とも言われる。両親、祖父母などが加入者となり、子供を受益者に指名した上で、大学、大学院など高等教育費の積立を行う。1996年に導入され(\*運用時非課税・給付時課税の課税繰り延べ)、2001年6月に運用益が連邦税制上、完全に非課税となった。2014年11月4日付日本版ISAの道 その78「ジュニアNISA vs こども(学資)保険！ジュニアNISA vs 英国ジュニアISA・米国529プラン！！」参照(URLは後述[参考ホームページ])。

## 米国はDCが退職金制度の主流で、DCによる投信保有は401kが6割でIRAが5割弱、そして米投信の45%がDCにより保有されている

米国のDC制度には先述通り様々な種類がある。職場でIRA(職域IRA)を出来る場合もある。米国ではDCはこうした拡充の歴史を経て、国民の資産形成を拡大させ、経済に寄与する事が期待されている。DCは今では「**従来型の年金に取って代わり退職金制度の主流になっている米国**」(2015年1月22日付米ダウ・ジョーンズ)とされる。DCが拡大する中、資金は投信にも向かっている。米401kの残高は2014年9月末に4.5兆ドル(約490兆円)と過去最大だが、内、米401kで保有する投信の残高は2.8兆ドル(約308兆円~過去最大)と62.9%を占める。IRAの残高は、2014年9月末に7.3兆ドル(約805兆円)と401kと同様、過去最大となり、内、IRAで保有する投信の残高は3.5兆ドル(約384兆円~過去最大)と47.7%を占める。

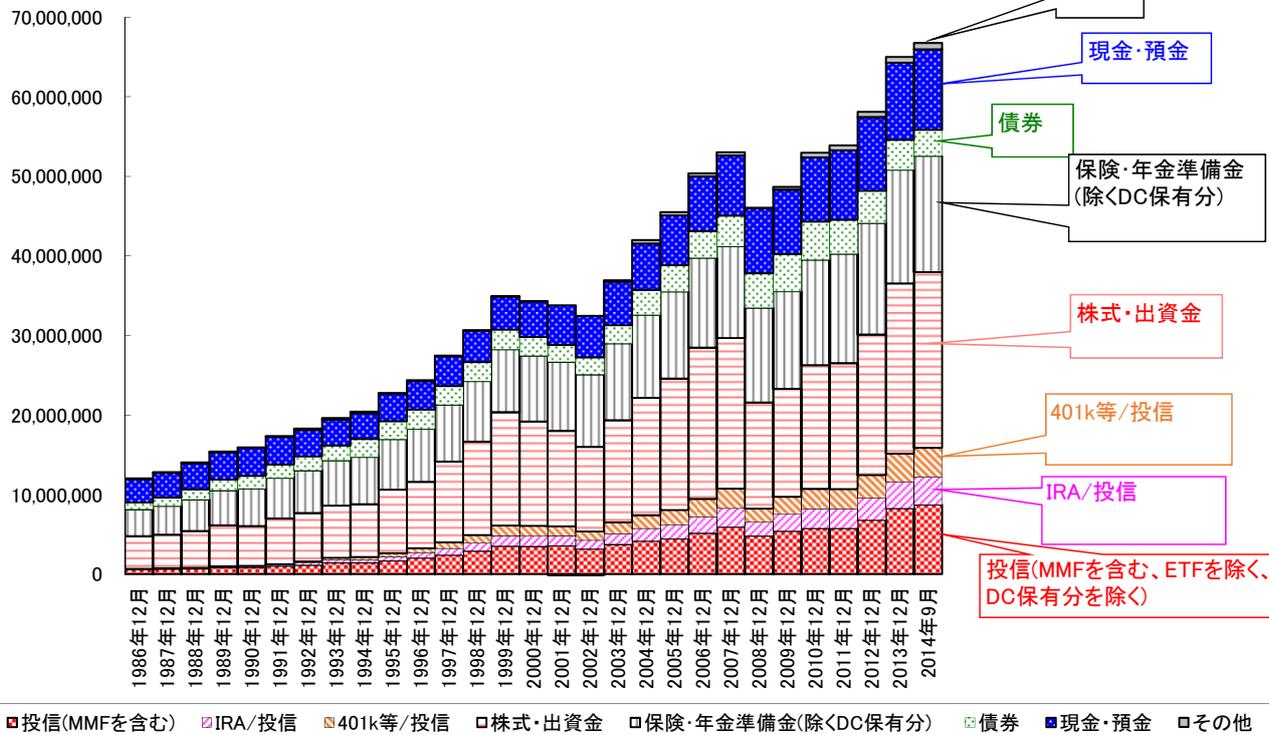
米401k資産の6割、IRA資産では半分弱が投信で保有されているように、米DCにおいて投信は主力の存在となっている。また、投信から見ても、DCは存在感を増している。米国家計の直接投資における投信残高は、2014年9月末に8.7兆ドル/約958兆円(MMFを含む、ETFを除く)だが、DCによる投信保有の規模は7.2兆ドル/約785兆円近くもあるのだ。このDCによる投信保有額を直接投資されている投信と合わせると、米国の投信残高は15.9兆ドル/約1743兆円となる。つまりDCを通じた投信は約45.1%を占める事となるのだ(\*下記グラフで、確定拠出年金を通じた投信は401k等/投信とIRA/投信の合計~2014年9月末)。



米国家計金融資産残高推移(1986年12月末~2014年9月末)

\*IRAのデータは1981年12月30日から年末、2006年12月31日から四半期であり、ここでは2013年まで12月末で、2014年のみ9月末となっている。

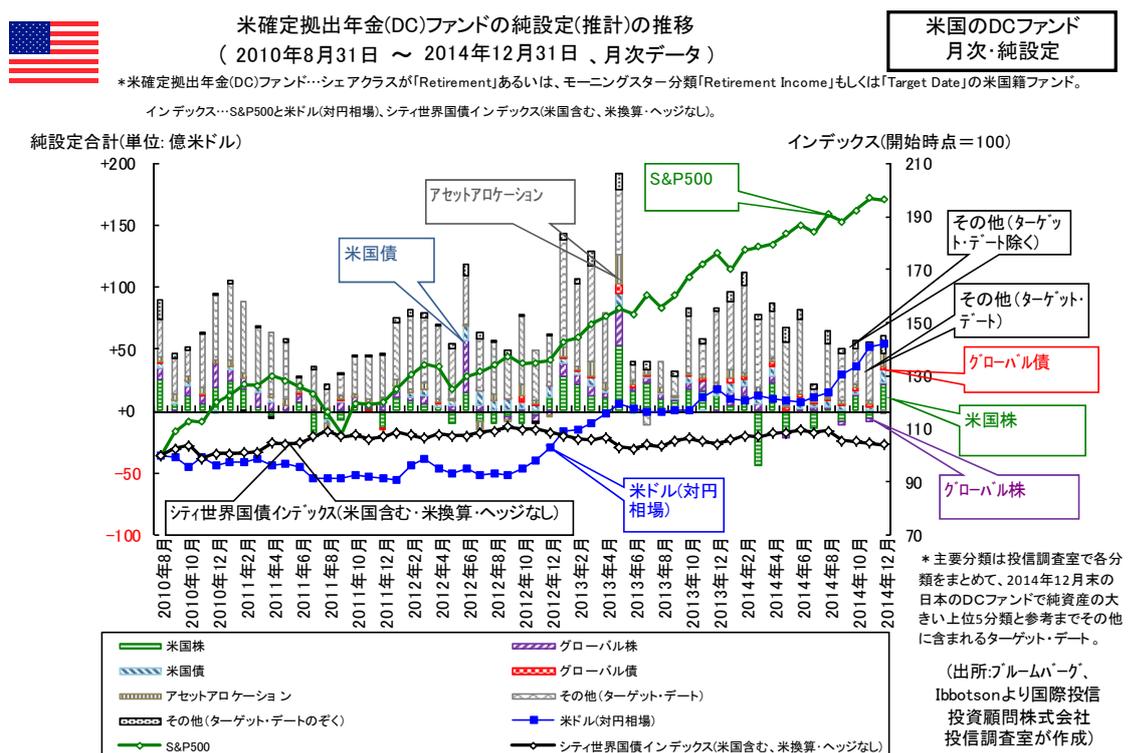
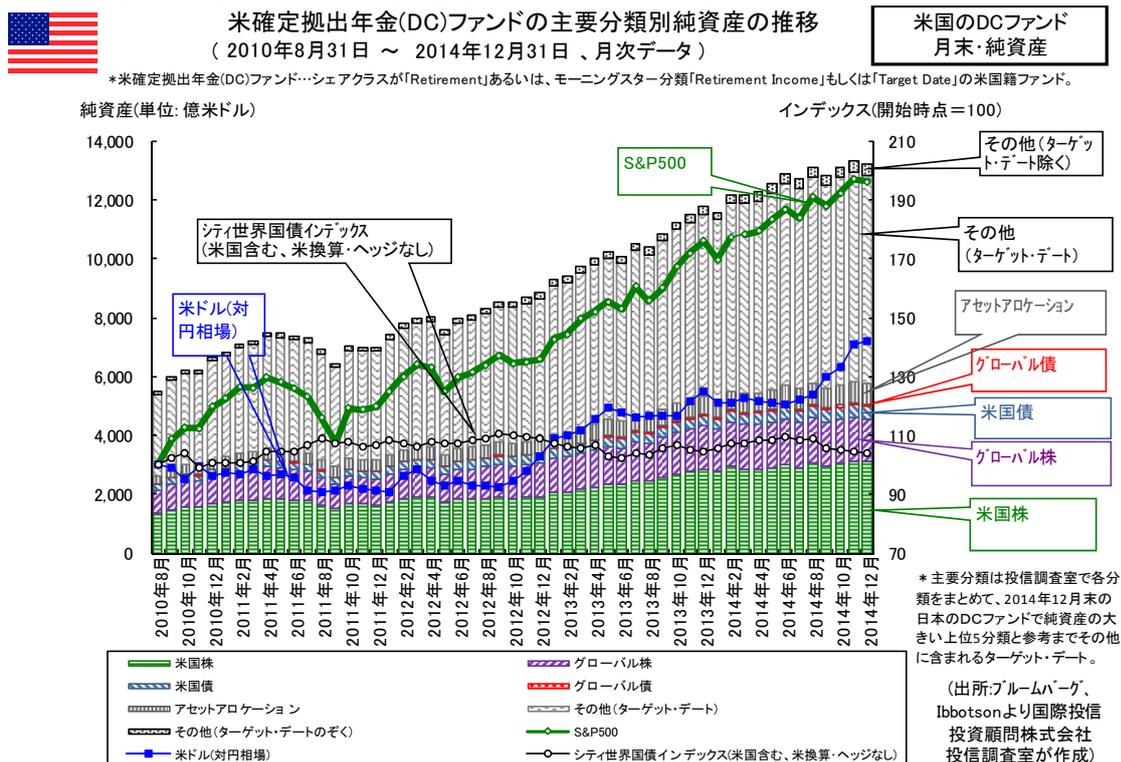
(単位: 百万ドル)



(出所: 米連邦準備制度理事会/FRBおよび米投信協会/ICIより国際投信投資顧問投信調査室が作成)

## 米 DC による投信保有、DC ファンドの最新動向

米国の DC ファンドの最新動向を見る。 下記上段グラフが純資産の推移、下段グラフが純設定の推移である。尚、この DC ファンドは、退職後に備えた資金形成を主目的としてつくられた投信を集計したもので、実際に米国の個人が DC を通じて投資する投信には、これ以外のさまざまな投資目的の投信もある。 DC ファンドは、日本の DC ファンドと同様、一般の投信に比べて純流入の時が多い。 ただ日本と異なり、ターゲット・デート(\*アセットアロケーション型の一種とも言える)の大きいのが特徴である(日本の DC ファンドについては 2015 年 1 月 26 日付日本版 ISA の道 その 88 参照~URL は後述[参考ホームページ])。



米国のDCファンドにおいて、日本よりはるかにターゲット・デットファンドの大きい理由は、米国で2007年に制定された規則で、従業員が拒否しない限り401kに自動加入となり、他の投資対象を選ばない限り、ターゲット・デットファンドがデフォルト(初期設定)つまり自動選択される様なプランが広がった為。一方、日本では、デフォルト商品の規定方法について米国のような法律/法令等で明記されておらず(企業の任意)、商品の内容についても、**確定拠出年金においてデフォルト商品を設定している企業の96%以上が、デフォルト商品として預貯金等の元本確保型を設定している**(企業年金連合会『2013年度確定拠出年金拠出年金制度に関する実態調査(第4回)報告書』～URLは後述[参考ホームページ])。

ただ今後、日本でもターゲット・デットがデフォルト・ファンドになる可能性はある。2014年12月15日に開催された第13回社会保障審議会企業年金部会によれば、「**主要国のDC制度においては、デフォルト商品として長期の年金運用としてふさわしいと考えられる分散投資効果が期待できる商品(ライフサイクル方の運用商品等)が設定されている例が多い**」とし、「**事業主に対し分散投資効果が見込まれる商品(※)を設定するよう、法令上の努力義務としてはどうか。(※現行の年金局長通知で定められている株式や債券など複数の資産の組み合わせによりリスクが分散され、資産分散効果や時間分散効果が得られる運用方法を想定。)**」と述べられている(～URLは後述[参考ホームページ])。



## 投信大国のオーストラリアからも学ぶ

以上、米国のDCを見てきたが、投信大国にはオーストラリアもある。「投資信託の世界統計」によると、2014年9月末現在の投信残高1位は米国、2位ルクセンブルグ、3位オーストラリアである(\*4位アイルランド、5位フランス、6位英国、7位ブラジル、8位カナダ、9位日本、10位中国～投資信託協会より)。ルクセンブルグは金融センターとしての投信大国なので、国家としてはオーストラリアが第二の投信大国と言えよう。オーストラリアには「スーパーアニュエーション」と呼ばれるDCがある。世界最大級の人事・組織コンサルティング会社マーサーはこのスーパーアニュエーションを世界第2位の年金システムと位置付けている(\*マーサー・メルボルン・グローバル年金指数(2014)総合指数によるランキングで2位、米国は13位、日本は23位～URLは後述[参考ホームページ])。「典型的な65歳の男性は退職時に20万豪ドル/約1800万円を得る」と言うもので、2014年9月末の全体の残高は1.8兆豪ドル/約172兆円とオーストラリアの個人金融資産の過半を占めている。1992年のSuperannuation Guarantee Lawで出来たもので、賃金の9%強(創設当初は3%)を企業に強制拠出させるものであり、従業員も任意で拠出(マッチング拠出)可で、自営業者も加入可能だ。デフォルトファンドがあり、その「マイスーパー/My Super」を通じ日本を凌駕する投信大国となったと言える。

そのオーストラリアのDCファンドの最新動向も見る。次頁上段グラフが純資産の推移、下段グラフが純設定の推移である。さらにその次の頁にはファンド分類別純資産および保有資産構成の円グラフも出ている(2014年12月末)。「スーパーアニュエーション」の投資対象を見ると、ほとんどがアセットアロケーションで占められており、保有する資産(全体)において海外資産は31.9%となっている。

以上であるが、日本の証券アナリストジャーナル2012年7月号に「リテールの次世代戦略—個人投資家への新たな投資提案—アライアンス・バーンスタイン英国法人最高経営責任者 Timothy Ryan氏」と言う示唆に富むレポートがあり、そこに、「**長期的な貯蓄プラットフォームをきちんと確立することである。例えば、DC(確定拠出年金)のように、既に日本でも始まっているが、まだまだ規模が足りない。英国のISA、米国のDC、オーストラリアのスーパーアニュエーションに当たるものが重要である。**」とある様に、まさにその通り、米国のDCやオーストラリアのスーパーアニュエーションに当たるものを日本でも作る事が期待される。

繰り返し、日本では、今回の税制改正により、加入者増加への大きな一歩が踏み出される。今後、日本でも、米国やオーストラリアの様に DC 拡充が続けば、日本の個人版 DC の加入者数が 1000 万人を超える可能性は十分あり、日本でも、DC が国民の資産形成を拡大、経済に寄与する事が期待される。



豪スーパーアニュエーションファンドの分類別純資産の推移  
 (2010年8月31日 ~ 2014年12月31日、月次データ)

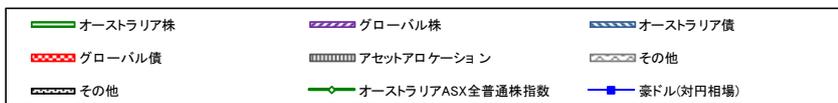
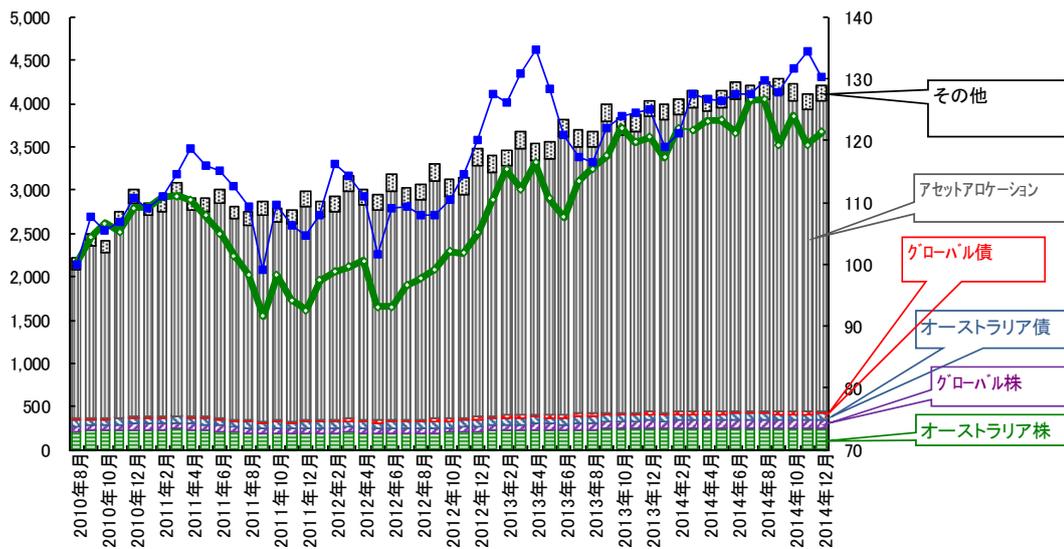
\*入手可能なデータを集計し、日米DCファンドの主要5分類(モーニングスターグローバル分類)のみたもの。

インデックス…オーストラリアASX全普通株指数と豪ドル(対円相場)。

豪スーパーアニュエーションファンド  
 月末・純資産

純資産(単位: 億豪ドル)

インデックス(開始時点=100)



(出所:ブルームバーグ、Ibbotsonより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)



豪スーパーアニュエーションファンドの純設定(推計)の推移  
 (2010年8月31日 ~ 2014年12月31日、月次データ)

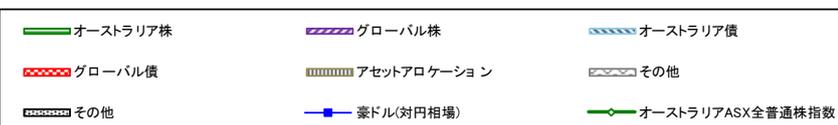
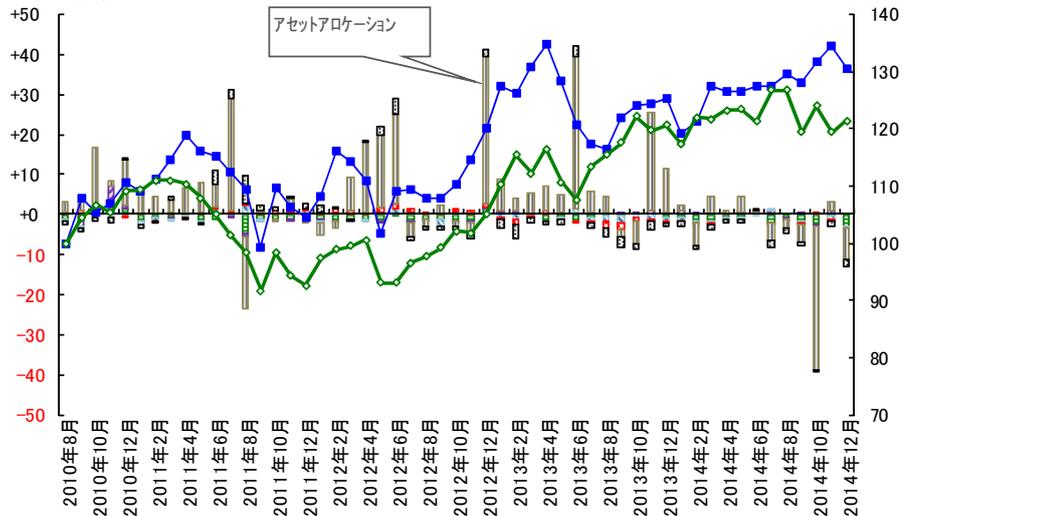
\*入手可能なデータを集計し、日米DCファンドの主要5分類(モーニングスターグローバル分類)のみたもの。

インデックス…オーストラリアASX全普通株指数と豪ドル(対円相場)。

豪スーパーアニュエーションファンド  
 月次・純設定

純設定合計(単位: 億豪ドル)

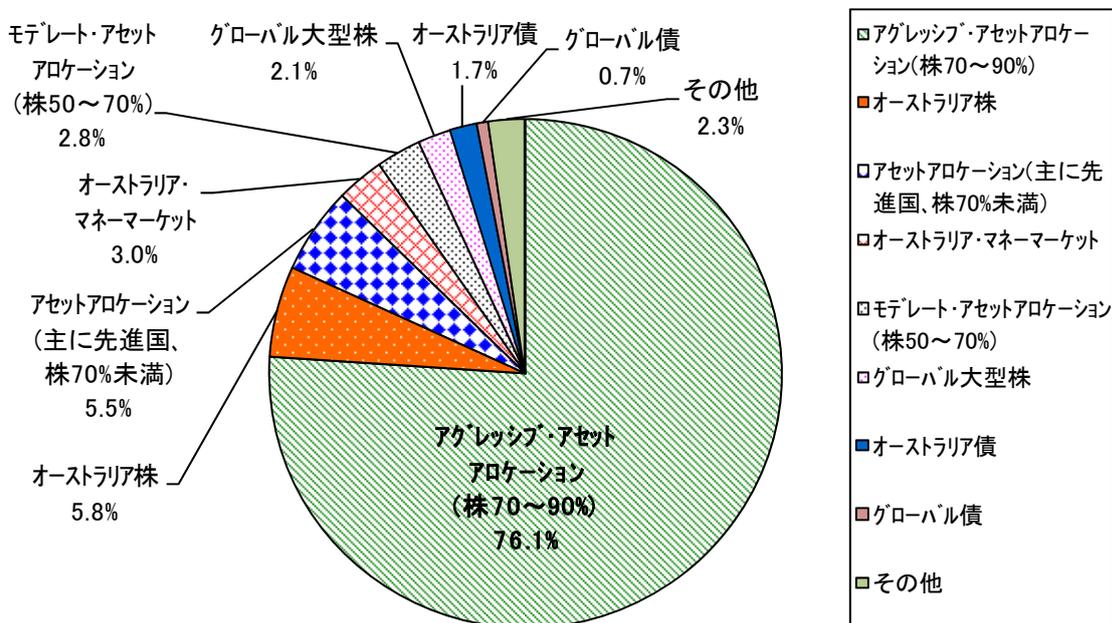
インデックス(開始時点=100)



(出所:ブルームバーグ、Ibbotsonより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

豪スーパーアニュエーション(国民退職年金)ファンドの分類別純資産比率(%)

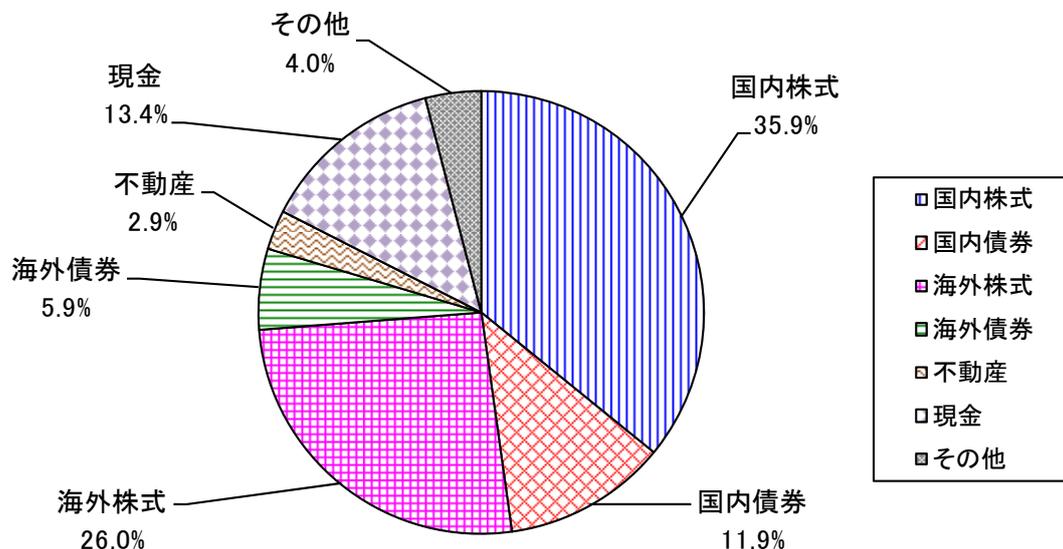
\*分類…グローバル分類(モーニングスター分類)、2014年12月末現在



(出所: Ibbotsontより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

豪スーパーアニュエーション(国民退職年金)ファンド全体の保有資産構成(%)

2014年12月末現在



(出所: Ibbotsontより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

[参考ホームページ]

2015年1月26日付日本版ISAの道 その88「確定拠出年金(DC)がNISAと共に拡大へ!~税制改正大綱で個人型DCが拡充、厚年基金解散加速や職域NISA(職場積立NISA)の補完で企業型DCが拡大する可能性~」  
 …「 <http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/150126.pdf> 」、

2015年1月21日付日本証券業協会「平成27年度税制改正大綱について」…  
「<http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaiken/files/150121shiryou6.pdf>」、  
2015年1月20日付米国投資信託協会/ICI「American Views on Defined Contribution Plan Saving」…  
「[http://www.ici.org/pdf/ppr\\_15\\_dc\\_plan\\_saving.pdf](http://www.ici.org/pdf/ppr_15_dc_plan_saving.pdf)」、  
2013年11月18日付日本版ISAの道 その35「NISA(日本版ISA)の次、非課税の積み立て型私的年金制度  
「日本版IRA」! ~本家・米国におけるIRAの動向について、401kや529プラン、その投信保有状況も含めて見  
る~」…「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/131118.pdf>」、2  
013年6月10日付日本版ISAの道 その15「日本版ISAと日本版401kと日本版IRAの使い分け~英国  
ISAと米国IRA(トラディショナルIRAとロスIRA)の融合~」…「[http://www.kokusai-](http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/130610.pdf)  
[am.co.jp/news/jisa/pdf/130610.pdf](http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/130610.pdf)」、  
2014年11月4日付日本版ISAの道 その78「ジュニアNISA vs こども(学資)保険!ジュニアNISA vs 英国ジ  
ュニアISA・米国529プラン!!」…「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/141104.pdf>」、  
2014年12月15日に開催された第13回社会保障審議会企業年金部会…  
「[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000068905.pdf)  
[Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000068905.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000068905.pdf)」、  
2014年6月23日付日本版ISAの道 その60「日本版401kの非課税枠拡大!(日本版IRAとNISAに期待)~  
米国401k(と529)と日米確定拠出年金(DC)ファンドの最新動向~」…「[http://www.kokusai-](http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/140623.pdf)  
[am.co.jp/news/jisa/pdf/140623.pdf](http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/140623.pdf)」、  
2015年1月7日付厚生労働省「平成27年度厚生労働省関係税制改正について」…  
「<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000070200.html>」、  
2015年1月16日付厚生労働省 第15回社会保障審議会企業年金部会(資料2 平成27年度税制改正大綱  
(企業年金関連部分)に関する参考資料…「<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000071324.html>」、  
マーサー・メルボルン・グローバル年金指数(2014)総合指数によるランキング…  
「<http://www.mercer.co.jp/newsroom/2014-global-pension-index.html>」。

以上  
(投信調査室 松尾、窪田)

## 本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。

- 本資料中のグラフ・数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。
- 本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
- 本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。

本資料中で使用している指数について

- ・東証株価指数(TOPIX)は、(株)東京証券取引所及びそのグループ会社(以下、「東証等」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウは東証等が所有しています。
- ・シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。